

反テロ裁判勝利！



勝利報告集会



記者会見

会社の違法行為の実態に
記者の質問が集中！

賠償命令・マスコミも注目！

労組組合員への
名誉棄損を認定
JR東海に賠償命令
「テロリスト的」な行
為に加担したとする
社内文書の掲示で名譽
を傷つけられたとし
て、JR東海労組と組
合員五人がJR東海
(名古屋)を相手取
り、慰謝料を計約千
百万円の損害賠償を求
めた訴訟の判決で、東
京地裁(中西茂裁判
長は十五日、組員
五人にそれぞれ二三
万円を支払うよう同社
に命じた。同社は即
ち、控訴した。

判決によると、JR
東海は二〇〇六年十二
月、中労委の救済命令
に基づき、東京都内の
同社施設内に組合員へ
の謝罪文書を掲示。組
合員五人は掲示を確認
しようとしたが会社側

が拒否。五人はこの事実と異なる不適切
時、退去通告に従わな
な表現。名誉棄損は明
かつたため、セキヨリ
らかと指摘した。だ
テロ一面を問題視した
が、組合の名譽棄損の
同社はその後「テロリ
スト的な行為に加担し
た」とは、社員として
の自覚を疑うなどと
書面で掲示。五人を訓
告などの処分にした。
たところがあり、上級
中西裁判長は「記載
審の判断を仰ぎたい。

16日東京新聞

会社は直ちに謝罪し

損害賠償金を支払え！

「テロリスト的」文書
JR東海に賠償命令
労組役員に33万円ずつ
JR東海が「テロリスト的
な行為」との文書を社内に掲
示したのは名誉棄損だとし

て、ジェイアール東海労働組
合と組合役員らが損害賠償
などを求めた訴訟の判決で、
東京地裁は16日、役員1人あ
たり33万円を支払うようJR
側に命じた。中西茂裁判長は
「記載は事実と異なる不適切
な表現だと指摘した。
問題となったのは、JR側

16日朝日新聞

が06年12月に千代田区にある
新幹線乗務員の事務所に掲示
した書面。この事務所を訪れ
た役員らの行動を「(事務所
で)大声で騒いで業務妨害に
及ぶ」と指摘。役員を事
務所に招き入れた所員を
「テロリスト的な行為に加担
した」と記載していた。
中西裁判長は「これらの非
難を記載し、掲示するまでの
必要は認められず、違法だ
と判断。一方、この行動につ
いてJRが訓告や嚴重注意と
した処分の無効確認を求めた
労組側の請求は棄却した。